

感染症り患時の意見書の提出について

保護者の皆様には日ごろから本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。

学校保健安全法第19条の規定により、指定されている感染症にかかった場合もしくはかかった疑いのある場合については、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。学校保健安全法では、「学校において予防すべき感染症」を第1種～第3種感染症に分類し、出席停止期間の基準を以下のように決めています。

これらの感染症にかかったときは、すぐに学校へ連絡し、主治医の指示する期間は家庭で療養してください。主治医より登校の許可が出た場合は、裏面の意見書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。(医療機関によって異なりますが、文書料がかかります)

2023.5 改訂

	感染症名	出席停止期間の基準	意見書の提出
第一種	鳥インフルエンザ (H5N1)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ) 等	<治癒するまで>	要
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで	不要
	インフルエンザ (H5N1を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	要
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、舌下腺または顎下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 (O157)	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで	要
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸チフス・パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	【その他の感染症】 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) 等 <発生条件等により必要があれば第三種の感染症として措置をとることがあります>		